

熊取町



(改訂版)

～協働の道しるべ～

平成31年1月

熊 取 町

は じ め に

協働憲章は、住民等（※1）同士や、住民等と行政が連携・協力し、それぞれの特性を発揮しながらまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」を進めるため、平成22年3月に策定されました。

協働憲章では、「協働のまちづくり」による「熊取町の目指す姿」や「協働の理念」などを定め、さらに「住民提案協働事業制度」もスタートしました。この結果、協働のまちづくりに対する住民等の理解が徐々に進むとともに、住民、NPO法人（※2）などの住民活動団体（※3）、大学等、行政（町）などの間で、様々な協働のまちづくりが実施され、地域の課題に対応したり、熊取らしい特色あるまちづくりが展開されてきました。

一方で、協働憲章策定後、一定期間が経過し、協働のまちづくり全体がどのように変化し、何が課題となっているのかなどを、一旦立ち止まって整理する時期にさしかかっています。

災害時の緊急対応、日ごろの防犯意識や行動、地域文化の継承など、コミュニティの役割が高まっている反面、人口減少や少子高齢化の進行などによって、コミュニティの維持が困難になることも危惧されます。

こうした状況を踏まえ、まちづくりのあらゆる主体が、時代に即した「協働のまちづくり」を一層進め、愛着もてる、よりよいまちづくりにつなげていくことを目指し、協働憲章を改訂するものです。

※1 「住民等」とは、住民一人ひとり、自治会等コミュニティ団体、ボランティア、NPO 法人、住民活動団体、事業者（企業）、大学等、学生をいいます。

※2 「NPO 法人」とは、Non(非) - Profit(利益) - Organization(組織)の略で、営利を目的としないで、社会的使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれています。

※3 「住民活動団体」とは、住民等が自発的、自主的かつ継続的に活動している団体をいいます。

目 次

1 協働憲章とは・・・ 1

- (1) 協働の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 本町の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 協働をすすめるうえでの基本原則 4

- 基本原則① 共通の目標設定・・・・・・・・・・・・ 4
- 基本原則② 情報の発信・公開・共有・・・・・・・・ 4
- 基本原則③ 相互尊重・対等な関係・・・・・・・・ 4
- 基本原則④ 評価（CPDCAサイクル）・・・・・・・ 5

3 協働の対象となる住民活動とその担い手の役割 6

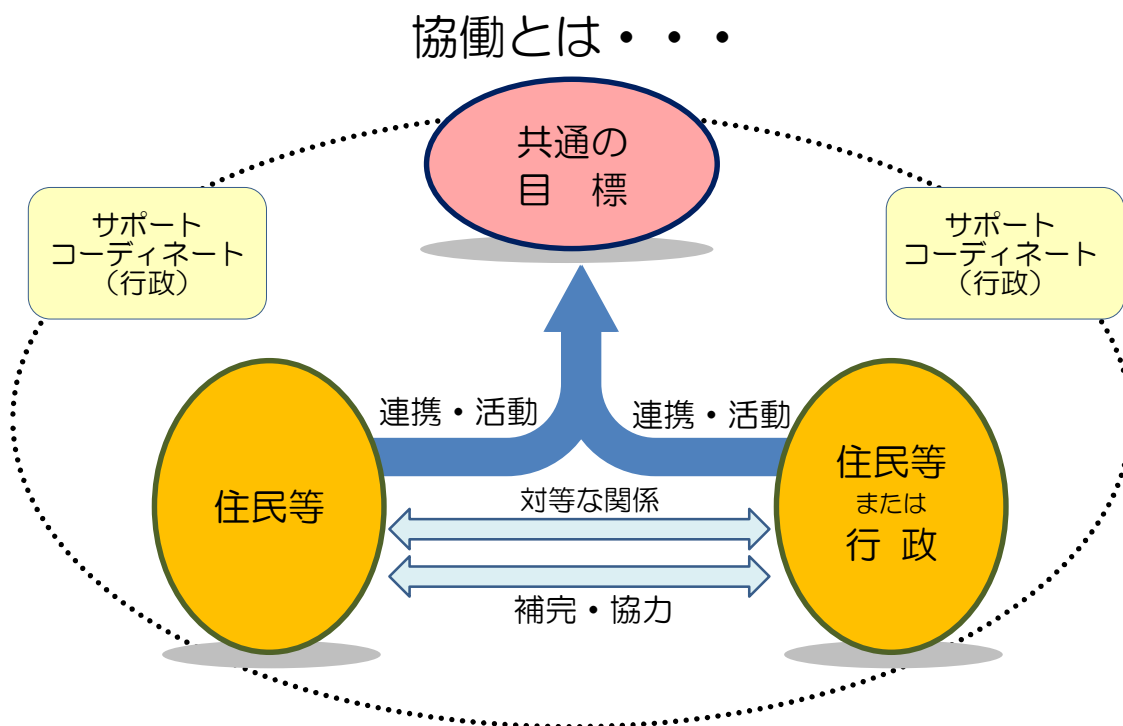
- (1) 住民一人ひとり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 自治会などの地域コミュニティ・・・・・・・・・・ 8
- (3) NPO法人などの住民活動団体・・・・・・・・・・ 9
- (4) 大学等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 事業者（企業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (6) 行政（町）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 協働憲章とは・・・

「協働」とは、住民等同士や、住民等と行政などの異なる組織が、共通の目標を達成するために、それぞれのすべきこと（役割分担）に基づいて対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かし、補完・協力しながら、目標達成に向けて、連携・活動することをいいます。

本町では、これまで、協働憲章に基づいて協働のまちづくりを積極的に進めてきましたが、住民ニーズに合ったきめ細かな公共サービスを提供し、より魅力的な熊取町をつくっていくためには、引き続き、このような「協働のまちづくり」が不可欠です。

こうした観点から、「熊取町協働憲章（改訂版）」は、「協働の理念」や、協働のまちづくりによる「本町の目指す姿」、「様々な協働の担い手の役割」を定めるもので、今後のまちづくりを進めるうえで、最重要規範となるものです。



(1) 協働の目的

住民等同士や、住民等と行政の協働など、協働は、様々な担い手が協働することによる、より良いまちづくりの実現が目的です。協働は、協働すること自体が目的、ゴールではなく、より良いまちづくりを実現するためのツールのひとつとなるもので、協働を推進・実践することが、住み良い豊かな地域社会の実現につながるものと考えています。

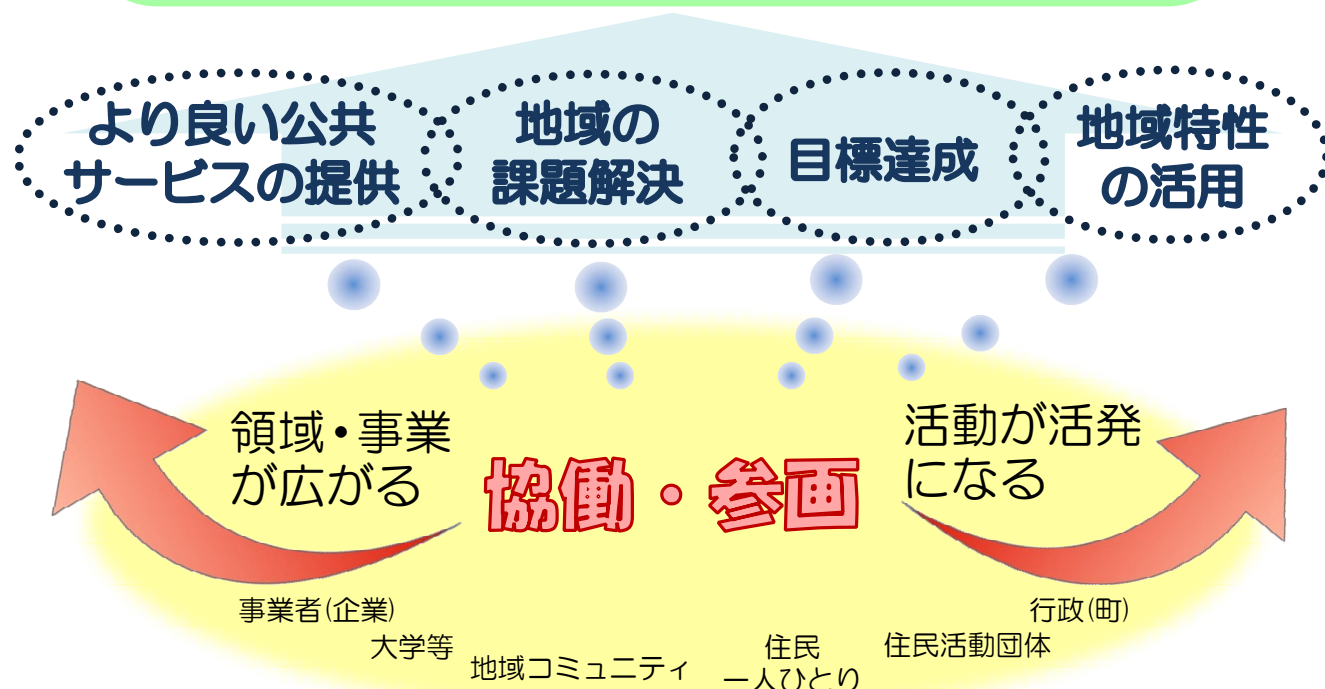
また、協働のルールや促進策が示されることにより、住民等にとっては、その活動推進策の方向や、行政への参画の指標が得られ、安心して行政と協働を進めることに役立ちます。さらに、住民等と行政が互いに異なる考え方や手法を学ぶ機会を得ることになり、町における事業の見直しや町職員の意識改革にもつながります。

(2) 本町の目指す姿

協働が進むことで、住民等の担う領域や事業が広がり、その活動が活発になります。また、考え方や手法の異なる両者（住民等と行政など）が協働していく過程において、両者の役割分担もより明確となり、双方に新たに気付く点も生まれてきます。

こうした展開により、協働・参画によるまちづくりがより一層あらゆる分野に広がり、住民の視点に立った公共サービスの提供、地域の課題解決、目標達成などのより良いまちづくりや地域特性を活かしたまちづくりが進むことで、住民一人ひとりが地元へ愛着を持ち、健やかでいきいきと暮らす、住みたい、住み続けたいまちづくりにつながります。

住みたい・住み続けたいまちへ...



2 協働をすすめるうえでの基本原則

基本原則① 共通の目標設定

協働する双方は、達成しようとする目標を共有することが不可欠です。

それぞれが主体的に取り組むべき課題に対して、すべきことや責任を分担し、円滑に協働を進めるためには、まず目標をはっきりとさせ、共有することが大切です。一方の目標に従わせたり、合わせたりするような関係では、協働がうまく進みません。

基本原則② 情報の発信・公開・共有

協働作業においては、事業の内容を分かりやすく情報発信することが重要であり、その一連のプロセスを公開し、透明性を高めることが、協働についての理解を深め、広く住民等の参加・参画にもつながります。

また、協働の過程では、積極的に話し合いの場を設定したり、双方が互いに情報発信するなど、情報を共有しながら進めていくことが重要となります。

行政（町）は、行政情報が住民等の共有財産であることを認識し、個人情報の保護に配慮しながら、積極的に提供・公開していくことが必要です。

基本原則③ 相互尊重・対等な関係

協働するうえで双方は、互いの特性や価値観、行動原理の違いの「相互理解」に努めることが大切です。特に、住民等と行政の協働では、行政が住民等の実情や協働の意味とその必要性を理解し、住民等も行政のやろうとしていることなどを理解することが重要です。

つまり、協働では、お互いがまちづくりのパートナーとして対等な関係であるという認識をもち、互いに尊重しながら、信頼関係を築いていくということが大切となります。

そのためには、常に話し合いの場を持ち、納得いくまで議論し、各々の自由な意思に基づき共に行動することが必要です。

対等な関係とは、協働事業を行う際に、すべて平等に役割（仕事）を担うということではありません。相手を尊重しながら、共に考え、共に汗を流し、パートナーとして行動する関係をいいます。

協働による効果を最大限に高めるには、双方がお互いの特性を理解し、双方が持つ力を十分に活かすことで、相乗効果が期待できます。そのためには自由な意見交換ができ、お互いに納得して事業を進められる関係を築くことが大切です。

基本原則④ 評価（CPDCA サイクル）

協働の評価は、事業の結果だけでなく、協働する双方の関係を含めて、各段階において客観的に評価する過程を組み込み、検証していく必要があります。

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準にそって評価します。その評価に基づき見直しを行い、次の事業実施の計画づくりに役立てていきます。

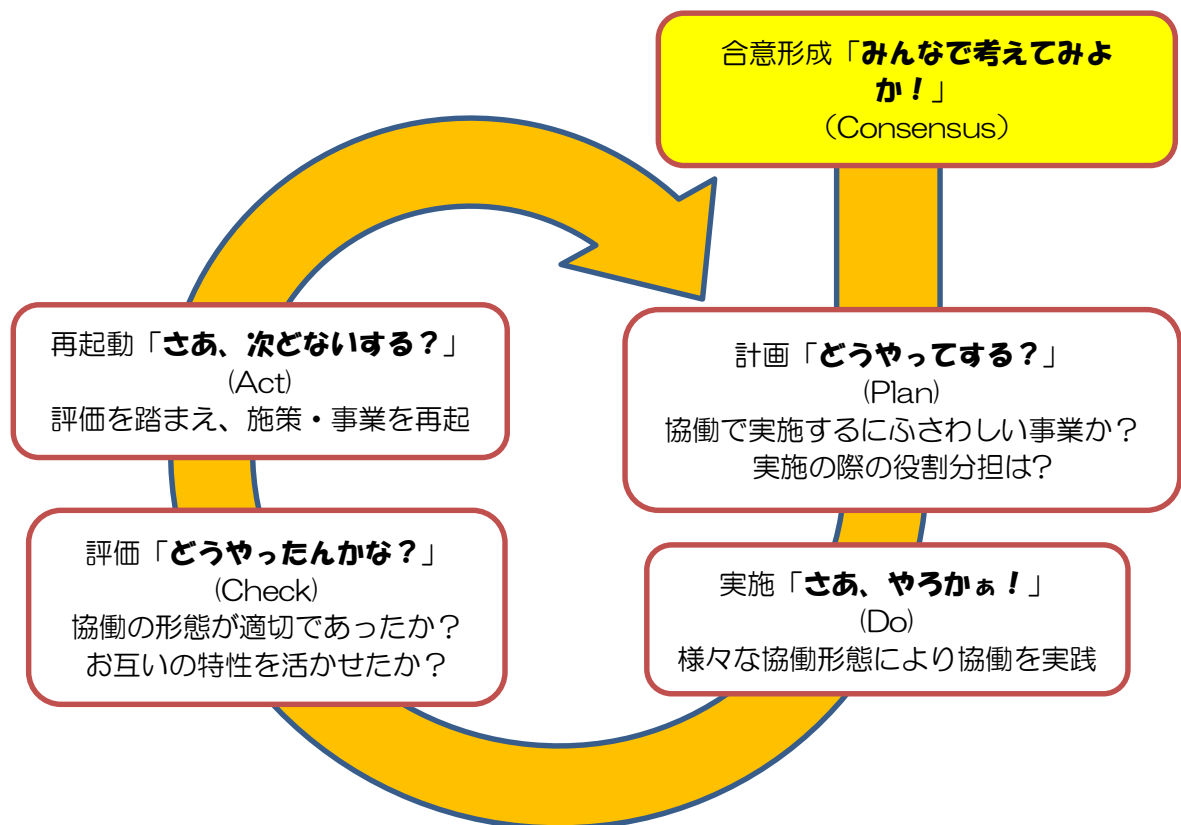
本町では、協働を行う際には、基本的には《合意形成（Consensus）》→【計画（Plan）】→【実施（Do）】→【評価（Check）】→【再起動（Act）】のサイクルに沿って進め、その評価に基づき見直しを行い、次の事業実施に向けて役立てていきます。

※合意形成（Consensus）

「CPDCA」の最初の「C」は、合意形成（Consensus）の頭文字です。

協働を具体化するには、最初にその必要性等を双方で根気よく話しあい、その共有を通じて、お互いの信頼関係と合意形成を行うことが重要です。

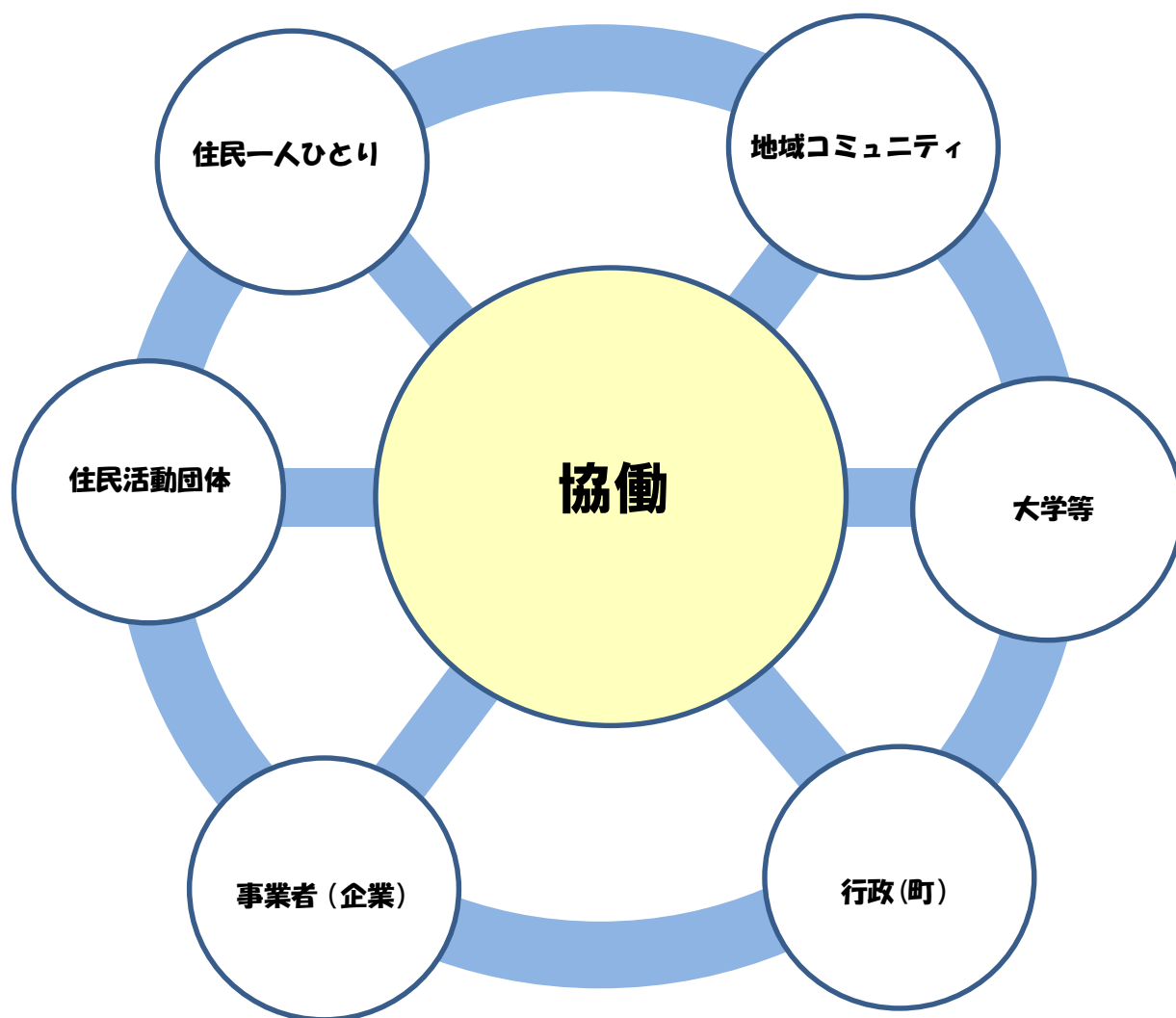
この信頼関係と合意形成は、次のサイクルである、PDCAの全ての過程で行われるもので、もっとも重要な前提となります。



3 協働の対象となる住民活動とその担い手の役割

住民等が担い手となり公益的活動を行っている場合、その活動が協働の対象となります。

公益的活動は、地域社会・住民の共通利益に資する活動をいいます。公益的かどうかの判断は、それぞれの活動内容や社会環境の変化により移り変わっていくことや、活動自体が、今後の協働を進めていくうえで、大きな可能性を含んでいるものであると考え、幅広く様々な活動を対象にしたうえで、個別に判断していく必要があります。



※ 宗教活動や政治活動を主な目的とする場合などは対象外となります。

(1) 住民一人ひとり

《活動内容》

住民個人または有志が集まって取り組む公益的活動や、生涯学習や趣味のサークル等が培った知識・技術を活かして取り組む公益的活動【ボランティア活動等】

《担い手の役割》

- ◎ 町内には様々な知恵や技術をもったたくさんの住民がいます。そういった住民一人ひとりが、まちづくりの主役であり、様々な協働の原動力です。
- ◎ 住民一人ひとりが、地域社会へ関心を持ち、自らできることを考え、持ち寄り、地域活動や住民活動に参画又は協力していくよう努めます。そうした住民の主体的な参画や活動を通して、協働のまちづくりを支えていきます。



▲一人ひとりが自らできることを持ち寄ることが大事です。



▲子どもを見守る活動は、地域の安全・安心につながる大切な「チカラ」です。

(2) 自治会などの地域コミュニティ

《活動内容》

自治会、子ども会、婦人会、青年団、長生会など一定の地域を拠点とした住民による組織が、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的に取り組む公益的活動【エリア型住民活動（コミュニティ活動）】

《担い手の役割》

- ◎ 住民の生活に密着した地域コミュニティは、地域社会で住民同士が協力して地域の環境を維持していく、協働の最も基本的な形であり、地域の課題解決に欠かすことのできない重要な役割を担っています。
- ◎ 住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて、地域内で補い合うコミュニティ（共同体）を形成し、安心して暮らせる、誇りある地域社会づくりに努めます。
- ◎ 性別や世代を問わず、自治会をはじめとした地域コミュニティへの、住民の自発的な参加、加入につなげられるよう、役員等の負担面も含めた組織運営や仕組みを見つめなおし、活動内容の積極的な情報発信など透明性の高い運営に努めます。
- ◎ 住民活動団体や大学等、行政など様々な担い手との連携・協力を深め、さらなる地域の課題解決や目標達成を目指します。



▲地域の楽しいイベントは、住民相互の親睦、安心して暮らせる地域社会づくりにつながります。



▲自主防災訓練をはじめ安全・安心なまちづくりは地域の重要な課題です。

(3) NPO法人などの住民活動団体

《活動内容》

NPO法人や住民の自主的な活動団体が取り組む公益的活動【テーマ型活動】

《担い手の役割》

- ◎ NPO法人などの住民活動団体は、その活動を充実させ、積極的に情報発信し、社会的評価と活動への親近感が得られるよう努めるとともに、社会や地域に貢献したいと願う住民への自己実現の場や社会参加の機会の提供に努めます。
- ◎ 組織運営、資金、人材確保等のマネジメント能力向上など、自立して活動を継続していくための取り組みも必要です。
- ◎ 行政では十分に対応しきれなかった、社会や地域の個別の課題やニーズに気づき、拾い上げ、迅速かつ柔軟に対応することが可能であることから、その専門性等を活かして、地域コミュニティや行政等と連携・協力し、地域の課題解決に向けた協働のまちづくりを推進します。



▲住民活動団体は、地域の課題解決の担い手として期待されます（こどもレストランは住民提案協働事業採択事業(H29～)）。



▲地域の活性化を目指して立ち上がる活動が徐々に広がっています（住民提案協働事業採択事業「軽トラ市」の様子(H30～)）。



▲NPO法人の専門性を活かした協働のまちづくりが進んでいます（住民提案協働事業採択事業「山の日」イベントでの間伐体験(H30～)）。

(4) 大学等

《活動内容》

大学等が専門知識等を活かして取り組む公益的活動【地域・社会貢献活動】

《担い手の役割》

- ◎ 大学等は、その教育、研究の成果を広く社会に提供することで社会の発展に寄与し、社会形成の一端を担うものです。大学等を本町の特長を活かしたまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、住民、地域コミュニティ、NPO法人などの住民活動団体との様々な連携、協働を進め、大学等の資源が地域課題の解決につながるよう努めます。



▲大阪体育大学との連携事業である「OUHS サマーキャンプ2018」。



▲大阪観光大学吹奏楽部による住民提案協働事業採択事業(H28～)。



▲関西医療大学の協力を得て「くまとりタピオ元気体操」が地域で展開されています。

(5) 事業者（企業）

《活動内容》

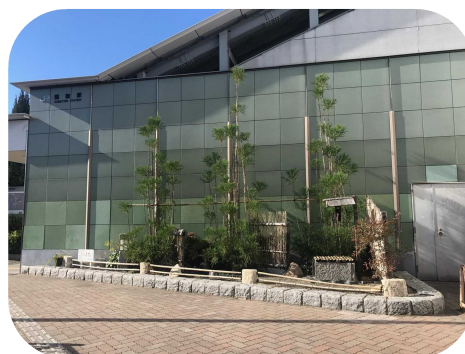
住民活動の担い手として、事業者（企業）の専門知識を活かした、社会貢献、地域貢献につながる活動【CSR活動】

《担い手の役割》

◎ 事業者（企業）は、自らが地域社会を構成している一員であることを認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。また、地域活動への参加協力に努めます。



▲▼町内事業者のボランティア協力を得て熊取駅前広場の緑化に取り組みました。



(6) 行政（町）

《担い手の役割》

- ◎ 町職員 1 人ひとりが、協働がより良いまちづくりのツールであることを意識して職務に取り組むとともに、地域課題の的確な把握や、協働に関する情報発信・PRを進め、住民等との協働のまちづくりにつなげるよう努めます。
- ◎ 協働憲章策定（平成 22 年 3 月）後に「新しいタイプの協働事業」として追加した「住民提案協働事業制度」等のPRや制度改善をはじめ、住民等が活動しやすい基盤を整備するとともに、コーディネーターとして多様な協働の仕組みづくりを進め、社会に貢献する活動を支援します。
- ◎ 住民等と連携・協力して公共的な課題解決を目指す協働について、町職員の意識改革と住民等への協働意識啓発を進めます。また、地域コミュニティや住民活動団体をはじめ、地域で活動する様々な団体の育成・支援を図ることで、誰もが参加・参画しやすい地域づくり、まちづくり、地域の課題解決につなげます。

▲住民提案協働事業制度など協働の取り組みへのサポートなど、行政の取り組みが求められます。

《お問い合わせ》

熊取町 総合政策部 企画財政経営課

TEL.072-452-9016/FAX.072-452-7013

E-Mail kikaku@town.kumatori.lg.jp